

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	健康情報に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利尻町は、健康情報に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

利尻町長

## 公表日

平成29年1月6日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康情報に関する事務
②事務の概要	<p>本町は、予防接種法、母子保健法、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>予防接種法に基づき、定期予防接種である乳幼児の結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種等、高齢者のインフルエンザ予防接種、高齢者の肺炎球菌予防接種の予診票の発行を行う。 乳幼児の定期予防接種については原則全額公費助成のため自己負担金は発生しない。 高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌予防接種、任意の麻しん・風しん混合予防接種、任意のインフルエンザ予防接種については、一定額を公費助成し、自己負担額が発生する。</p> <p>母子保健法に基づき、住民からの妊娠届を受けて、母子健康手帳の交付を行う。 出生時の体重が2500グラム未満の低出生体重児の届出の受理と未熟児の訪問指導を行う。 妊産婦や新生児・未熟児とその保護者の方を対象に、申し込みに応じて、保健師・栄養士の家庭訪問により健康や育児についての相談や助言を行う。</p> <p>健康増進法に基づき、健康増進事業として実施する健康診査及びがん検診等の対象となる住民の確認を行う。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、本町は、健康情報に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	1. 団体内統合宛名システム 2. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種ファイル (2) 母子保健ファイル (3) 健康診査ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条 ・別表第一省令第40条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 ・別表第一省令第54条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	くらし支援課 町民係
②所属長	くらし支援課長 小杉和樹
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>郵便番号097-0401 利尻町役場 くらし支援課 町民係 住所:北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1 電話:0163-84-2345 ファクス:0163-84-3365 E-mail: choumin@town.rishiri.hokkaido.jp</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>郵便番号097-0401 利尻町役場 くらし支援課 町民係 住所:北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1 電話:0163-84-2345 ファクス:0163-84-3365 E-mail: choumin@town.rishiri.hokkaido.jp</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

